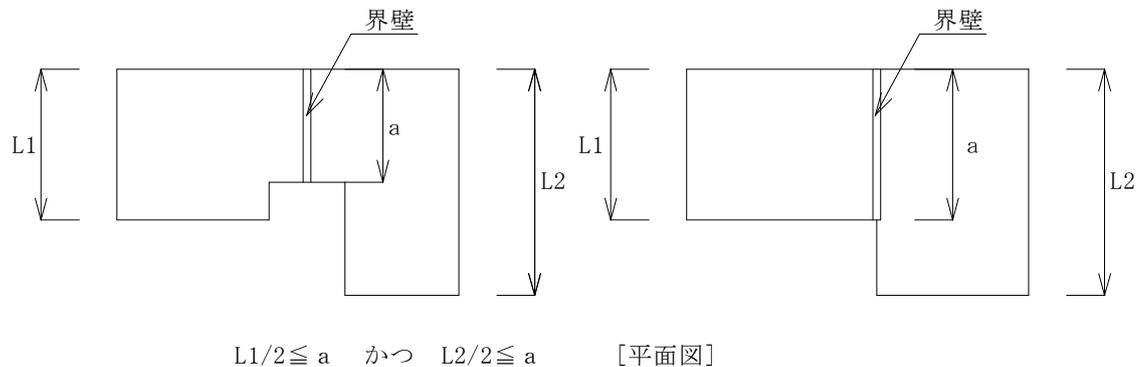
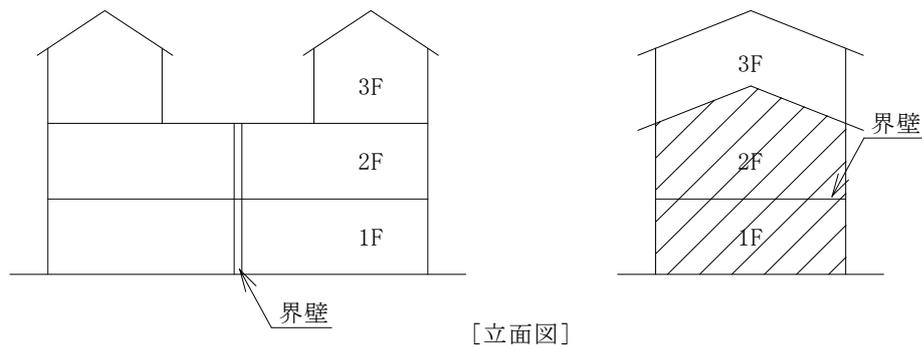


1. 長屋 長屋とは、「2以上の住戸又は住室を有する建築物で、隣接する住戸又は住室が、開口部のない壁又は床を共有し、廊下、階段等の共用部分を有しない形式の住宅」であるが、この「壁又は床を共有し」の部分について次の条件を満足すれば長屋として取扱う。



3階建て…2層連結（各階共 $L1/2 \leq a$  かつ  $L2/2 \leq a$ ）1,2階建て…1層連結



「住戸」 専用の居住室、台所、便所及び出入口（居住者や訪問者がいつでも通れる共用の廊下などに面している出入口を含む。）を有しているもの。

「住室」 住戸の要件のうち、台所又は便所を有していないもの。

※重層長屋については、長屋の一形態として扱うものとする。

2. 兼用住宅 住宅部分と兼用用途部分が屋内空間によって接続し、出入りできるもの。

3. サービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅とは、居住の用に供する専用部分を有するものに高齢者を入居させ、状況把握サービス、生活相談サービスその他の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供するものをいう。

実態に応じて「共同住宅」、「寄宿舍」、または「有料老人ホーム」のいずれかに該当するかを判断する。